



発行  
東京都

29 選選第794号

裁 決 書

審査申立人 會田浩貞

目 次

7

告 示（選）

○葛飾区議会議員選挙における当選の効力に関する  
審査申立てについての裁決……………一

告 示（選）

●東京都選挙管理委員会告示第四十八号

平成二十九年十一月十二日執行の葛飾区議会議員選挙に  
おける当選の効力に関する審査の申立てについて、次のと  
おり裁決したので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百  
号）第二百五十五条の規定により告示する。

平成三十年二月二十八日

東京都選挙管理委員会

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から平成29年12月25日に  
提起された、平成29年11月12日執行の葛飾区議会議員選挙（以下「本件  
選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件審  
査の申立て」という。）について、東京都選挙管理委員会（以下「当委員会」と  
いう。）は審理し、次のとおり裁決する。

主 文

- 1 本件選挙における当選の効力に関する申立人の異議の申出に対して葛飾区  
選挙管理委員会が平成29年12月14日付けで行った棄却の決定は、これ  
を取り消す。
- 2 本件選挙における当選人大森有希子の当選は、これを無効とする。

審 査 の 申 立 て の 要 旨

- 1 審査の申立ての趣旨  
申立人（通称「会田ひろさだ」）が、本件選挙における当選の効力に関し、  
平成29年11月21日に葛飾区選挙管理委員会（以下「区委員会」という。）  
に対し、異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）をしたところ、区  
委員会は、同年12月14日、本件異議の申出を棄却する旨の決定（以下「原  
決定」という。）を行った。

申立人は、これを不服として、同年12月25日に当委員会に対し、原決定を取り消し、本件選挙の最下位当選人大森有希子（通称「大森ゆきこ」。以下「大森候補」という。）の当選を無効とする裁決を求め、本件審査の申立てを行ったものである。

2 審査の申立ての理由

申立人の本件審査の申立ての理由は、次のとおりであると解される。

- (1) 無効投票の中に申立人の有効投票が含まれている可能性がある。
- (2) 大森候補の有効投票の中に、大理則枝（通称「おおり則枝」）、小見美和（通称「おみみわ」）及び大高拓（通称「大高たく」）の有効投票が含まれている可能性がある。
- (3) 本件異議の申出において、ごく僅差のため、区委員会に全票の再点検を求めたが、再点検がなされずに棄却決定されたことは、不服である。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立てを形式的要件を備えた適法なものと認め、これを受理した。

本件審査の申立てに伴い、区委員会に対し弁明書及び関係資料の提出を求め、これを徴するとともに、申立人には弁明書（副本）を送付した。申立人からこれに対する反論書の提出はなかった。

また、区委員会が保存する本件選挙に係る投票の提出を受け、当委員会の職権に基づき、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第216条第2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第35条の規定により、平成30年2月3日に区委員会、申立人及び関係人の立会いの下、提出を受けた全投票の開披調査を実施して、慎重かつ厳正に審理した。

その結果は以下のとおりである。

1 本件選挙は、定数40に対し59名が立候補した。

開票の結果、本件選挙における選挙会（以下「選挙会」という。）は大森候補の得票数を2, 176票、申立人の得票数を2, 175票とし、大森候補を最下位当選人と決定した。

2 開披調査を実施するに当たり、当委員会は、申立人及び大森候補の双方から、本人を含めそれぞれ3名の立会いを認めた上でこれを実施した。

開披調査の結果、当選の効力に異動を生じるおそれがあり当委員会の判断を要するとした投票及び申立人又は大森候補から投票の効力について当委員会の判断を求められた投票（以下「摘出票」という。）は、別記1から別記3までに示したとおりである。

なお、別記1は申立人の有効投票の中から、別記2は大森候補の有効投票の中から、別記3は無効投票の中から摘出したものである。申立人及び大森候補以外の候補者の有効投票の中には、摘出票はなかった。

また、開披調査に際し、各候補者別の有効投票の票数及び無効投票の票数について、本件選挙における選挙録と一致していることを確認している。

3 投票の効力の決定に当たっては、公選法第67条において、「第68条の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。」と規定しており、その選挙人の意思の判断に当たっては、「候補者制度を採る選挙においては、選挙人は候補者に投票する意思をもって投票に記載したものと推定すべきであるから、投票の記載が候補者名と一致しない投票であっても、その記載が候補者氏名の誤記と認められる限りは当該候補者に対する投票と認めるべきである。」（最高裁判所昭和31年2月3日判決）とされている。

以上の観点から、別記1から別記3までの摘出票について、その効力を判断した。

(1) 申立人の有効投票について

ア 別記1-1、同1-3、同1-4、同1-8、同1-22から同1-26まで及び同1-28から同1-32までについて

1字目の「合」は「あい」と読むことができ、字形も「会」と近似していることから、「合田」は申立人の氏の誤記と認められる。他に類似する氏の候補者がいないため、申立人の有効投票と解するのが相当である。

なお、別記1-25の1字目は、訂正による抹消であり、有意的他事記載には当たらないものと認められる。

イ 別記1-2、同1-13、同1-20、同1-21及び同1-27について

明瞭な文字とは言い難いが、いずれも申立人の氏又は氏名の全部若しくは一部を記載したものと判断できる。他に類似する氏又は名の候補者はいないことから、申立人に投票する意思を持って記載したものと認め、申立人の有効投票と解するのが相当である。

ウ 別記1-5について  
申立人は無所属で立候補しており、「無所属」の記載は、公選法第68条第1項第6号ただし書に掲げる身分の類の記載と認められる。また、「区議会選挙」は、同時に行われた区長選挙と区別するために記載したものに過ぎず、有意の他事記載には当たらないと判断できる。このため、本投票は申立人の有効投票と解するのが相当である。

エ 別記1-6について  
この投票の氏の「会田」は、申立人の氏と一致し、他に類似する氏の候補者はいない。名の「ひろし」は申立人の名と類似しているほか、小林等候補（通称「小林ひとし」）、柴橋宏子候補（通称「しばはし宏子」。以下「柴橋候補」という。）、仲浩一候補（通称「仲ひろひとし」。以下「仲候補」という。）及び山本宏美候補（通称「山本ひろみ」。以下「山本候補」という。）の名と類似性が認められるが、類似性がない氏の「会田」を正確に記載していることから、申立人の有効投票と解するのが相当である。

オ 別記1-7、同1-10、同1-12及び同1-14から同1-19までについて  
これらの投票の氏の「会田」又は「あいだ」は、申立人の氏又はその読みと一致し、他に類似する氏の候補者はいない。名は、申立人のほか、柴橋候補、仲候補及び山本候補の名の読みと「ひろ」の2字が共通していることから、申立人の有効投票と解するのが相当である。

カ 別記1-9及び同1-11について  
これらの投票の氏の「会田」は、申立人の氏と一致し、他に類似する氏の候補者はいない。名の「さだひろし」は、申立人の名の正確な記載ではないが、「ひろ」と「さだ」の順を誤って記載しているものと推察できることから、申立人の有効投票と解するのが相当である。

(2) 大森候補の有効投票について  
ア 別記2-1、同2-4から同2-11まで及び同2-13について

大森候補の氏が正確に記載されているが、いずれも名が同候補の名と異なっている。しかし、いずれも名の1字又は2字が同候補の名の一部と合致し、他に合致する名の候補者はないものであり、これらの投票を同候補の有効投票と判断した選挙会の決定は、選挙人の投票意思の推定として相当であると解される。

イ 別記2-2、同2-3、同2-12及び同2-15について  
1人の候補者の氏と他の候補者の名で構成されている投票の効力については、「特段の事由によるものを除き、選挙人は1人の候補者に対して投票する意思をもってその氏名を記載するものと解すべきであるから、投票を2人の候補者氏名を混記したものとして無効とすべき場合は、いずれの候補者氏名を記載したか全く判断し難い場合に限るべきであって、そうでない場合は、いずれか一方の氏名にもっとも近い記載のものはこれをその候補者に対する投票と認め、合致しない記載はこれを誤った記憶によるものか、または単なる誤記になるものと解するを相当とすべきである。」（最高裁判所昭和32年9月20日判決、同旨東京高等裁判所平成23年12月8日判決）とされている。この判断基準に基づき、以下のとおり判断する。

(ア) 別記2-2  
この投票の氏は大森候補の氏と一致し、名の「ひでこ」は木村秀子候補（通称「木村ひでこ」。以下「木村候補」という。）の名と一致している。  
両候補の氏である「大森（おおもり）」と「木村（きむら）」及び名である「ゆきこ（有希子）」と「ひでこ（秀子）」には、いずれも類似性が認められないことから、大森候補、木村候補のいずれの氏名を記載したか判断し難く、両候補の氏及び名を混記したものとすべきであり、無効と判断せざるを得ない。

(イ) 別記2-3  
この投票の氏は大森候補の氏と一致し、名の「ようこ」は久保洋子候補（通称「くぼ洋子」。以下「久保候補」という。）の名の読みと一致している。  
両候補の氏である「大森（おおもり）」と「くぼ（久保）」及び名である「ゆきこ（有希子）」と「ようこ（ようこ）」には、いずれも類似性が認められないことから、大森候補、久保候補のいずれの氏名を記載し

たか判断し難く、両候補の氏及び名を混記したものであるべきであり、無効と判断せざるを得ない。

(ウ) 別記2-12及び同2-15

これらの投票の氏は大森候補の氏と一致し、名の「ゆきえ」は水摩雪絵候補（通称「みずま雪絵」）の名の読みと一致している。

両候補の氏である「大森（おおもり）」と「水摩（みずま）」に類似性がなく誤り難いのに対し、名の「ゆきこ（有希子）」と「雪絵（ゆきえ）」は、「ゆき」の音が共通しており類似性が高い。類似性のない氏「大森」を正確に記載しており、両候補の氏及び名を混記したものとまでは言い難いことから、大森候補に投票する意図を持って名の一部を誤記したものと認め、大森候補の有効投票と解するのが相当である。

ウ 別記2-14について

全体的に稚拙な記載であるが、1字目は「大」と判読できる。氏又は名に「大」のつく候補者は、大森候補、大高拓候補（通称「大高たく」）及び大理則枝候補（通称「おおり則枝」）の3名であるが、2字目は、漢字に不慣れた選挙人が「森」と記載しようとしたことが推察され、大森候補に投票する意図を持ってその氏を記載したものと認め、大森候補の有効投票と解するのが相当である。

エ 別記2-16について

明瞭な文字とは言い難いが、「大森ゆきこ」と判読できる。また、氏の右横の記載は、「おおさき」、「おおさき」又は「おおさき」のように読め、大森候補の氏の読みとは一致しないが、票の記載から、大森候補の氏の振り仮名を記載しようとしたものであり、有意的他事記載には当たらないものと認められるため、大森候補の有効投票と解するのが相当である。

(3) 無効投票について（別記3-1から同3-33まで）

いずれも当選の効力に関する本件審査の申立てに係る候補者の票には直接影響がないので、無効投票と判断した選挙会の決定に違法な点はない旨を言及するにとどめる。

以上の結果から、大森候補の得票数は、選挙会で決定された2, 176票から2票を減じ、2, 174票となる。一方、申立人の得票数に異動はなく、選挙会決定の2, 175票である。したがって、申立人の得票数は、最下位当選人の大森候補の得票数を上回ることとなるので、原決定の取消し及び大森候補

の当選を無効とする旨の裁決を求める申立人の主張には理由がある。よって、当委員会は、主文のとおり裁決する。

平成30年2月21日

東京都選挙管理委員会  
委員長 宮崎 章

公選法第207条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、申立人においては、この裁決書の交付を受けた日から30日以内に、その他の本件選挙の選挙人又は候補者においては、公選法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。





			32	31	30	29	番号
			候補者氏名 合田 ひろさだ	候補者氏名 合田	候補者氏名 合田 ひろさだ	候補者氏名 合田 ひろさだ	投票票
			有効	有効	有効	有効	区選挙会 決定
			有効	有効	有効	有効	委員会 決定

7	6	5	4	3	2	1	番号	別記2 (大森ゆきこの有効票から抽出した投票)
候補者氏名 大森 ゆきこ	候補者氏名 大森 みゆき	候補者氏名 大森 ゆかり	候補者氏名 大森 ゆかり	候補者氏名 大森 ようこ	候補者氏名 大森 ひでこ	候補者氏名 大森 ゆうこ	投票票	
有効	有効	有効	有効	有効	有効	有効	区選挙会 決定	
有効	有効	有効	有効	無効	無効	有効	委員会 決定	

14	13	12	11	10	9	8	番号
候補者氏名 大森	候補者氏名 大森あきこ	候補者氏名 大森ゆきえ	候補者氏名 大森みつこ	候補者氏名 大森よしこ	候補者氏名 大森たつこ	候補者氏名 大森みやこ	投票票
有効	有効	有効	有効	有効	有効	有効	区選挙会 決定
有効	有効	有効	有効	有効	有効	有効	当委員会 決定

					16	15	番号
					候補者氏名 大森あきこ 大森ゆきえ 大森みやこ	候補者氏名 大森ゆきえ	投票票
					有効	有効	区選挙会 決定
					有効	有効	当委員会 決定




別記3 (無効票から抽出した投票)

7	6	5	4	3	2	1	番号
候補者氏名 あきや みつはる	候補者氏名 秋家 みつはる	候補者氏名 秋家 みつはる	候補者氏名 秋家 みつはる	候補者氏名 秋家 みつはる	候補者氏名 秋家 みつはる	候補者氏名 秋家 みつはる	投票票

14	13	12	11	10	9	8	番号
候補者氏名 秋家 かつり	候補者氏名 梅沢 かつり	候補者氏名 梅沢 かつり のりこ	候補者氏名 みね かほ 栄華	候補者氏名 安西 けんき	候補者氏名 中村 とみ	候補者氏名 秋家 みつはる	投票票



		33	32	31	30	29	番号
		<small>候補者氏名</small> ぬみ みねぎし 良至	<small>候補者氏名</small>  池田 ひさし	<small>候補者氏名</small> おりさか 朗 稜	<small>候補者氏名</small> 小林 ひろひと	<small>候補者氏名</small> 小林 ひろひと	投票票

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七  
号(代)

郵便番号  
113-0001



この用紙は、再生紙のうえ  
リサイクルできます。